

保護者各位

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵

緊急事態宣言発令時における学校対応について

年末年始に際し首都圏において新型コロナウイルスの感染者が増加していることを受け、令和3年1月7日（木）に、本県を含む1都3県に対して国から緊急事態宣言が出される予定です。

本市において児童生徒の陽性者の多くは、家庭内感染であり陽性者と同学級の児童生徒約400名に対して実施した市のPCR検査でも陽性者は確認されないなど、現在のところ学校内・園内での感染は確認されていません。しかしながら、本市の陽性者も増加の一途をたどっており、何としましても市民が一丸となり感染拡大を止めることが必要です。各学校、園においても下記の通り、さらなる対応を進めてまいります。趣旨をお汲み取りいただき、ご協力をお願いいたします。

記

■ 緊急事態宣言発令時の対応について

今後の感染状況によりますが、現状では市内一斉休校は行わず、市内公立学校・園において感染防止をより強化するとともに、教育活動の一部を制限しながら学びを継続してまいります。

■ 教育活動の主な制限等について

○ 通常授業等

食事以外の場面では、マスクの常時着用を徹底し、近距離での学び、接触を伴う活動、飛沫など想定される感染リスクが高い活動等を制限いたします。

○ 行事等

多くの児童生徒や保護者、地域の方々が集まる行事（集会、授業参観、会議等）は行いません。

○ 部活動

緊急事態宣言発令中の活動は、原則行いません。

○ まなびクラブ、子ども教室、施設開放等を中止します。（保育クラブは継続）

<お願い>

校内、園内での感染防止をさらに徹底するため、ご家庭で家族の方が発熱等の体調不良がみられる場合には、お子様の登校をお控えいただき、ご家庭で体調管理をお願いいたします。この場合は、欠席扱いといたしません。

なお、これまで通り感染の不安等により欠席される場合も欠席扱いといたしません。